

## 議第29号

三島市総合福祉手当に関する条例の一部を改正する条例案

三島市総合福祉手当に関する条例（昭和45年三島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条の2を次のように改める。

### 第11条の2 削除

第11条の6中「満15歳」を「18歳」に改める。

第11条の7第2項中「した者」を「したもの」に改め、同条第3項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第11条の2の改正規定並びに第11条の7第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条の6の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける療養及び療養の給付に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養及び療養の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士